

○日 時 令和元年9月13日 午前9時26分～午後2時34分

○場 所 議 場

○出席委員

7番	豊留榮子	委員長	2番	眞茅弘美	副委員長
3番	上迫正幸	委員	4番	沖園強	委員
5番	禰占通男	委員	6番	城森史明	委員
8番	吉嶺周作	委員	9番	立石幸徳	委員
10番	下竹芳郎	委員	11番	永野慶一郎	委員
12番	東君子	委員	13番	清水和弘	委員
14番	吉松幸夫	委員	議長	中原重信	

【議 題】

議案第21号 令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）
議案第22号 令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第23号 令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第24号 令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【審査結果】

議案第21号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第22号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第23号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第24号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時26分 開会

○議長（中原重信） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に豊留榮子委員、副委員長に眞茅弘美委員を選出]

△議案第21号 令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

○委員長（豊留榮子） 本委員会に付託された案件は、補正予算4件であります。

まず、議案第21号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第21号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,400万円を追加し、予算総額を124億1,080万円にしようとするもので、当初予算額より5.2%の伸びとなります。

地方債の補正は、補助災害復旧事業の追加と過疎対策事業ほか4件の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、平成30年度決算剰余金の財政調整基金への積み立て及び地方債の繰り上げ償還の実施、生活保護費など平成30年度の事業費確定等に伴う国県支出金等の精算返納金、10月から実施される幼児教育・保育無償化に伴う施設等利用費、消費税率引き上げに伴う国の対応策として、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金、別府小学校校舎の外壁改修に取り組む小学校施設整備費、7月豪雨災害に伴う単独災害復旧事業、補助災害復旧事業などをお願いしてあります。

なお、今回の補正財源につきましては、繰越金2億5,885万5,000円、繰入金3,566万9,000円、市債1,433万7,000円、県支出金1,071万7,000円、国庫支出金917万2,000円、諸収入406万6,000円、地方特例交付金ほか118万4,000円の増で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（豊留榮子） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、補正予算に係る部分について質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 私、説明資料ですね、1番目、法制事務費についてなんですけど、53万2,000から270万6,000、補正額は217万4,000となってるんですけど、これの詳細について説明をお願いします。

○総務課長（本田親行） 平成27年5月に発生した児童の死亡事故に係る損害賠償請求訴訟の和解成立、訴訟終了に伴う報酬金ほかということで217万4,000円をお願いしてございますが、その内訳につきましては報酬金216万、訴訟費用1万4,000円でございます。

訴訟費用の内訳としましては、旅費日当が1万、郵送料とか、コピー代などの事務処理費の実費として4,000円をお願いしてあるところでございます。

○13番（清水和弘） その216万について、ちょっと詳しくお願いします。

○総務課長（本田親行） ただいま申し上げましたとおり、訴訟が終了したことに伴う顧問弁護士に支払う報酬金でございます。

○13番（清水和弘） 裁判ていうのは、期間は大体何日間ぐらいだったんですか。このような計算はどのような計算になるんですか。その金額となった根拠についてお願いします。

○総務課長（本田親行） 今回の補正でお願いしている訴訟終了時に支払う報酬金につきましては、訴訟委任契約において報酬金の額を着手金の1.5倍の金額である300万円プラス消費税の範

囲内の金額で、市の受けた経済的利益を考慮して双方協議して決定する額と定めております。

この規定に基づいて、市と訴訟代理人の協議によりまして、着手金と同額の216万の請求があったところでございます。

○13番（清水和弘） 最初、着手金の1.5倍と言われましたけど、これが216万ということなんですか。最初の着手金は幾らだったんですか。

○総務課長（本田親行） 着手金が200万円でしたので、その200万円の1.5倍は300万円、300万円プラス消費税の範囲内ということで、訴訟委任時に契約をしております。

○9番（立石幸徳） 今の関係で、この件は和解金が200万ということだったと思うんですけど、和解金自体はもう支払っているわけなんですかね。

○総務課長（本田親行） 既に支払いは済んでおります。

○9番（立石幸徳） そうするとちょっと整理しますと、和解金が200万、弁護士のほうに着手金と今度の予算に出てる報償金とこれを合わせて416万ぐらいになるわけですかね。和解金も合わせると616万ぐらい。

この関係は、前からの説明でいわゆる道路保険のほうで捻出できると。その保険のほうの対応はどうなってるんですかね。

○総務課長（本田親行） 今回お願いしております、ただいま申し上げました報償金と訴訟の実費217万につきましても全額保険で賄えた。解決金についても全額保険で対応されたところです。

それから着手金につきましては、216万の着手金に対しまして、120万と消費税が上限となるということで、その分についても今回の歳入補正予算の中でお願いしております。

○9番（立石幸徳） 歳入って言いますが、歳入のほうで土木費の道路賠償責任保険、これ346万9,000円出てるんですが、これを充当するという理解でいいんですか。

○総務課長（本田親行） 着手金につきましては、29年度の支出になりますので、その部分に対する保険金につきましては、充当先がないということで、一般財源に振りかわったということになります。

○9番（立石幸徳） 過年度の分はもういいんですよ。全体的にこの訴訟関係の、もう終了してるわけですから、その歳入歳出がどういうふうになってるかを整理したいわけなんですよ。

ですから、歳入のほうの道路賠償責任保険346万9,000円と今度の216万は、費用も入れれば217万4,000円ですね。その差額はどのくらいですか。

○総務課長（本田親行） ただいま申しましたとおり、一般財源に振りかわったと申しましたが、着手金に対する保険についても、今回受け入れを行っておりますので、その346万9,000円の部分と217万に対する保険の差額は着手金に対する保険対応ということで御理解いただきたいと思っております。

○9番（立石幸徳） そうすると、その着手金も入れて、今度の報償金も入れて、保険が346万9,000円になると。そうしますと、和解金そのものの200万についてはもう、やはり保険で充当した予算がもう可決されていたんですかね、ちょっと記憶にないんで。そこをもう一回教えてください。

○総務課長（本田親行） 解決金そのものにつきましては、市の予算を通さず、直接原告の指定する口座に振り込まれたということで御理解いただきたいと思っております。

○9番（立石幸徳） 私なんかこの法制事務というのは素人でわからないんですが、単純に本当の素人考えですよ、200万の和解金に、いわゆる訴訟費用といいたいでしょうか、こういう着手金、あるいは報償金も含めて、それこそ倍とは言いませんけれども1.5倍ぐらいの経費が出る。

この辺の基準といいたいでしょうかね、その契約は契約でいいんでしょうけれども、そういうものはどういうふうに我々は考えればいいんですかね。

○総務課長（本田親行） 着手金及び報償金の額は、顧問弁護士の見積もりに基づいて市と訴訟代理人の2者における訴訟委任契約において定められるものでございますけども、まずその前提として、これらの金額につきましては、平成16年4月からの弁護士報酬の自由化によりまして、訴訟代理人と市との間で自由に定められる制度となっております。

しかしながら、弁護士等の報酬は日弁連が定める会則や弁護士の報酬に関する規程において、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らし、適正かつ妥当なものでなければならぬとされているほか、弁護士等の報酬に関する基準を作成して事務所に備え置かなければならぬとされております。

ただいま申しましたとおり、日弁連の基準に従って顧問弁護士から出された見積もりに基づいて契約をしておりますけども、着手金は、その基準で計算すると約30%減じられた額、報償金につきましても、約60%減じられた額で請求がなされているところでございます。

○13番（清水和弘） 11ページの民生費国庫補助金のことなんですけど、この母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業とあるんですけど、この母子家庭と父子家庭の今のそれぞれの数はどのぐらいになってるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 母子家庭、父子家庭の内訳について、今、手元に詳しい資料がありませんので、後もって答弁をいたします。

○13番（清水和弘） 資料がないということで、ちょっとそれを置いときますけど、未婚の児童扶養手当とありますけどね、これなんかもまだカウントはされてない。数は調べてないちゅうことなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金につきましては、平成31年度（令和元年度）の税制改正の中で、寡婦（夫）に対する住民税非課税等の対象拡大がございましたけれども、寡婦（夫）という定義は結婚をしたことがあるというのが前提になってますので、未婚の場合の児童扶養手当対象者については、その税制上の優遇措置が受けられないということがございました。

そういった世帯への経済的支援ということで、来年度の税制改正の中で措置をするということになりましたけれども、その暫定的な措置として、この未婚の児童扶養手当受給対象者に対して、臨時的な給付金を給付するというのが今回の内容でございます。

今回、予算といたしましては、大体20人ということで、1人当たり1万7,500円が特例給付金ですので、20世帯分を計上してございます。

○13番（清水和弘） それから同じ項目のところで、生活保護費補助金というところなんですけど、この過去5年のですね、生活保護費受給世帯はどのぐらいになってるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 過去5年の生活保護の受給世帯ということで答弁させていただきます。平成26年度が213世帯、27年度が199世帯、28年度が195世帯、29年度が193世帯、30年度が183世帯ということで、受給世帯数は減少している状況です。

○13番（清水和弘） 減少してきたということなんですけど、この要因はどのようなことで減少してきたんですか。

○福祉課長（山口英雄） 生活保護受給世帯の減少というのは、単純に一つの要因では答えられないとは思いますが、経済情勢が一時期と比べると好転しているというのも一つの要因ではあるかと思えます。あと、高齢の受給世帯が不幸にも亡くなって生活保護から抜けるといったことも要因の一つにあらうかと思えますし、生活保護の趣旨というのは、その生活保護世帯が経済的自立ができるように支援していくのが、そもそもの制度の目的でございますので、近年では就労支援にも力を入れております。それで、就労につながって生活保護を受給しなくてよくなった世帯もございまして、そういったさまざまな要素が要因となっていると考えております。

○13番（清水和弘） 最初、課長は経済状況が好転していることも一つのファクターじゃない

かと言われましたけど、果たしてその枕崎の経済状況はよくなっているのかと、私は不思議でならないのですけどね。私の考えとしてはですね、この減少してきたことは、本当にいいことだと思うんですよ。

そういう中で、なぜ減少したかというのは、やっぱり当局のほうが適正な査定をするようになったのも一つの、今まではちょっと私が聞いとるところではですね、私は最初議員になったときも言いましたよ、生活保護世帯の人が車に乗ってパチンコ屋に来ると。そういうこともありましたよ。今、そういうことはあるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 議員が言われた生活保護世帯が車に乗ってパチンコに来ているというのは、私は聞いたことはございませんけれども、生活保護世帯につきましては、基本的には車の保有、使用は認められておりません。

ただし、その世帯の自立につながる場合、例えば枕崎みたいな公共交通機関が発達していないところでは、職場に通勤するのに公共交通機関では行けないとか、そういった場合もありますので、車の保有とか使用とかを認めることによって経済的自立につながると認められる場合については、例外的に使用、保有を認めるとなっております。

実際、経済的自立に向けて、職につくことに伴って、特例で車の使用を認めているケースもございます。

○13番（清水和弘） 確認ですけどね、今この保護世帯の人が仕事のために車が重要であるという場合は、そしたら車の購入とかそんなも認められるわけですね。

○福祉課長（山口英雄） 通勤に、どうしても公共交通機関では不可能だという場合に限って、特例として認めております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、原則として生活保護世帯は車の保有、使用というのは認められていませんので、そこも考慮して、私どものほうではそれが真に経済的自立につながるかどうかを厳格に判断して、判定をしているところです。

○9番（立石幸徳） 私もこの同じ福祉の家庭児童相談の件で、お聞きしたいんですけど、その前にちょっと先ほどの法制事務のことでですね、ちょっと私自身が整理がつかないところが1点、財政課長に聞きたいんですが、要するに先ほど総務課長の説明では、最初の着手金、つまり平成29年度の着手金についても平成31年といいますか、令和元年度に保険が適用されるということなんですが、いわゆる地方財政法の会計年度独立の原則ですね。つまり、その年度の歳費についてはその年度の歳入で対応するというこの会計年度独立の原則からいくと、これは別段そういった対応でも支障はないんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 今回の件は、平成29年度に着手金を支出する時点において、道路賠償保険でどれだけ賄うのか、その時点では決定されておりました。決定されたのが、結局、それが解決した令和元年度の最近の時点でございますので、最近になって過去にあった支出を原因とする収入が入ってきたと、ただそれだけのことだと考えております。

○9番（立石幸徳） 財政課長が考えているということですから、また正確に、その辺は決算時点でもいろいろ教えていただきたいと思うんです。

今、この福祉の児童福祉関係でですね、一番県内でも非常にいろいろと行政上の対応が問われているこの児童相談所、家庭相談員が今度連絡協議会も5,000円出るんですけども、まずこの予算に出ている家庭相談員連絡協議会というのは、これは県の組織になるんですかね、あるいは地区の組織になってるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 家庭相談員連絡協議会というのは、県単位で協議会を構成しているものでございます。今回、家庭児童相談室費で補正をお願いした部分につきましては、九州地区の家庭相談員研修会がございまして、それに参加する経費として、若干不足が生じたということで、その経費をお願いしたところでございます。

○9番（立石幸徳） 今までもちょっとはあったんですけど、今、県内でいろいろ言われている

課題といたしましうか、具体的にその薩摩川内市と出水市の間で、非常に連携といたしましうか、この児童福祉の関係でですね、連携が非常にまずかったといたしましうか、なってるんですね。そうしますと、今現在、本市のこの家庭児童相談室、この体制っていたしましうか、大体、その相談員自体は何名ぐらいおるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 家庭相談員は1名です。

○9番（立石幸徳） そうすると、相談員1名で全部のと言っていいのかな、そういったいろんな児童・家庭相談にかかわるものは対応していると。あと、その児童福祉司とか、市の職員のかかわりというのはどういうふうになっていくんですか。

○福祉課長（山口英雄） 家庭相談員は、先ほど申しましたとおり、1名で児童にかかわる相談のみならず、さまざまな相談を受けるんですけれども、例えば児童の保護とかに関する部分につきましては、福祉課社会係に要保護児童対策の調整機能がありますので、そこに要保護児童の関係の担当ということで職員も置いておりますので、今回、いろいろ話題になっている出水市のあのような事例が発生あるいは発生のおそれがあるという場合には、その福祉課社会係の担当職員、私も含めてですけど、福祉課社会係が中心になって、それから家庭児童相談員とか、必要に応じては警察とか、さまざまな機関が連携してどういった対策をとっていくかという協議を行っているところでございます。

○9番（立石幸徳） 確認しておきますけど、本市においては、そういう保護しなければならないとか、あるいはいろんな形で気をつけなければならないというような事例というのは、ここ数年、何か発生しているんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 本市におきましても、この児童を継続して見守っていかなければいけないという世帯はございます。見守りを続けている件数が30弱ぐらいかなと思います。

○9番（立石幸徳） 30人というふうに考えればいいんですか。

○福祉課長（山口英雄） 30弱、件数がですね、30に足りないぐらいだと思います。

○9番（立石幸徳） もう一回、正確に。30弱というのは件数ですか。

○福祉課長（山口英雄） 件数です。継続的に見守っていきますけど、いつも状態が安定しているわけではなくて、一時的な保護が必要だとか、そういったことも発生したりしますので、その場合には、即座に関係機関と連携して必要な施設に一時保護をかけたとか、そういったことは常にとってます。

○5番（禰占通男） 先ほど生活保護のことがありましたけど、うちはケースワーカーというか調査員ですよ、何人いるんですか。

○福祉課長（山口英雄） ケースワーカーは3名です。

○5番（禰占通男） そしたら、3人でほとんど把握できるということですか。

○福祉課長（山口英雄） 国が定める目安として、ケースワーカー1人が担当する世帯というのは、80世帯ぐらいとされてますので、本市は先ほど申しましたとおり、今現在183世帯ですので、十分基準内におさまっているということでございます。

○5番（禰占通男） 前の質問者も使い道ということだったんだけど、日本全国いろいろあるようで、本人に支払われたら本人の自由だから、どうのこうの何かこう言える筋合いはないようなことに話になってるんですけど、そこら辺の考えというのはどうなんですか。もう本人が受け取ったら自由ということになりますかね。

○福祉課長（山口英雄） 今、質問者が言われるのは、先ほどの質問にも関連して、例えばパチンコとか、そういったものに使うとかということだろうと思いますが、皆さん方も御承知かと思いますが、生活保護世帯が受給した保護費でパチンコをすることについては何年前に取り上げられて、厚生労働省は生活保護者に対してパチンコをするなという通知を出してはならないと全国各自治体に通知をしております。

そういったことを受けて、生活保護費からパチンコに使うなということとは言えないわけですが、ただ私どもは、あくまでも生活保護費というのは、市民の税金を財源としたセーフティネットのための制度としてやってるわけですので、そこら辺は十分踏まえて、計画的に自分が自立につながるように使用していただきねっていうふうに、ケースワーカーから日常的に指導はしているところです。

○5番（禰占通男） ケースワーカーの方がパチンコ屋まで行って対象者を見つけて、パチンコはやめて帰ろうといったようなことも実際あるそうです。だから、ケースワーカーも相当大変なことだと思うんですね。お金が足りないからどうにかしてくれという相談じゃなくて、簡単に言えば、そういう振り込まれたものを自由に使うのはいいんだろうけど、やはりそういった事実も実際はある。そして、あとタクシーで乗りつける人もいるそうですよ、それは問題ですけど。

説明資料に、小学校の施設整備費ということで非構造部材耐震化工事というのがあるんですけど、この耐震化はほとんど終わったと前も報告があったんですけど、この非構造部材で各学校にこれから取り組まなければならないとか、この別府小学校以外にあるんですか。

○教育委員会総務課長（山口美津哉） 今回、別府小学校の16号棟の内定をいただきましたので、交付決定を今後受けてから事業に着手する予定ですがけれども、そのほかにも非構造部材でやはり同じく外壁の剥落の恐れがありそうなところは、建築係に把握していただいておりますので、今後、年次的に5年計画を立てまして計上していく予定で考えております。

○5番（禰占通男） 一般質問でもあったんですけど、別府のことだったけど、162だったかな、そしてあと中学校が59かなんかという話があったんですけど、教室も空き教室はもうほとんどほかの利用に出されているという回答だったんですけど、小中一貫っていうことをいろいろやっておりますけど、そういった廃止はしなくても坊津学園みたいに1カ所を利用して合わせて施設も使うという構想はないんですか。少子化でどんどん教室は余ってきますよね。そしてあとプールなんかの話も出たけど、経費節減というんじゃないけど、やはりその有効利用ですか、そういう構想はないんですか。

○教育委員会総務課長（山口美津哉） 今のところ、そういった計画は、方針とかはまだ出ておりません。

○5番（禰占通男） 計画はないけど、そういったことも考える必要があるんじゃないんですか。市長も1小1中ということで推し進めていますけど、私は一般質問で聞こうかと思ったけど時間がなくてそこまでいかなかったんですけど、また12月にでもと思ってるんですけど、やはりその少子化、そしていろいろほかの人も部活動もできない状態とか、いろんな少子化の弊害というのが出てきてる。

そして、構想はないけどということなんだけど、あと5年10年後を見計らってというか想定して、いろんなことを模索せんといかんのかなと思うんですけどね。その急々には言えませんが、小学校と中学校というのは、大体、枕崎は近くにありますが。私は便利じゃないかなと思うんですけどどうなんですか、そういうのに取り組むというのは。

○教育長（丸山屋敏） 今、坊津学園が出ましたけれども、あれは義務教育学校というんです。義務教育学校は、小学校と中学校の両方の免許状を持ってないと配置できないんです。そうすると、今、義務教育学校で課題になっているのは先生が足りないんです。

つまり、小学校と中学校両方の免許を持っている先生でないと配置できないもんですから、多くの先生が中学校か、あるいは小学校かというようになってるんです。そして、もう一つ中学校は教科がありますので、例えば数学が出たら数学を入れなきゃいけない。しかし、普通の中学校であれば数学だけでいいんですが、坊津学園のような義務教育学校になりますと、その数学ともう一つ小学校を持っていないといけないということで、人事が非常に停滞しているのが実態なんです。

そういうことで、県教委の人事の方針、それから義務教育学校にしたときにどのような効果があるのか、そういうこと等も踏まえて、それは今後の研究課題になってくるんだろうと思います。

委員が言われましたように、だんだんだんだん少子化になりますので、ずっとこのままいくというわけにはいかないだろうと思います。また、義務教育学校になりますと校舎もつくらないと、ということになってきますし、そこら辺の財源のこと等もありますので、市長等とも話をしながら、今後の課題にしていきたいと思っております。

○5番（禰占通男） もう坊津学園も七、八年になりませんか。それだったらある程度のデータっていうのも出てきてるわけでしょう。（「データと言いますと」と言う者あり）新しく始まった制度で、その結果というのが出てきてるわけでしょう。それと、今言ったように教科で小学校とは全然違うけど、本当はこれを市議会のこういうところで言うあれはないんだろうと思うけど、やはり教員免許を取るときに、やはりそういうところまで私も考えないといけないんじゃないかなと思ってる。

○教育長（丸山屋敏） 坊津学園の課題等については、他市の学校ですので言えませんが、そういう課題は私どもも把握しております。そのことも踏まえながら、義務教育学校が本当にいいのかどうか、そういうことも踏まえて今後検討していきたいと思っております。

○5番（禰占通男） 23ページの公園費と住宅建設費で減額になってるんですけど、委託料というのが、これはどういった経緯で、調査設計委託料が安くなるというはいいんだけど、どういった経緯でこう減額になったんですかね。

○建設課長（松崎信二） 今、お尋ねなのは公園費のところ……。

○5番（禰占通男） 公園費と住宅建設費のところ、同じページに載ってるんですよ。

○建設課長（松崎信二） まず、公園費のほうを説明いたします。

公園費の委託料の減額と補助事業の工事請負費の増額について説明いたします。公園施設長寿命化計画策定調査業務委託の事業執行により不用となりました委託費347万9,000円と安心安全対策緊急総合支援事業で実施しております片平山公園トイレ改築工事設計業務委託費の事業執行により不用となりました委託費31万1,000円を合わせた379万円を補助事業の工事請負費に予算の組みかえを行うものであります。

参考までに、片平山公園トイレ改築工事で、公園内に鉄筋コンクリート平屋建てで面積が約41平米のトイレをグラウンドの南側入口の西側付近に建築いたします。工事は8月に発注済みで、既設トイレの2カ所の解体も補助事業で計画しております。そのほかに、トイレの横に身障者用の駐車場の設置も計画しております。また、衛生器具の設置個数につきましては、男子トイレに小便器が3基、大便器は洋便器が1基と女子トイレに洋便器が2基、そして多目的トイレにウォシュレット付の洋便器を1基設置するように計画しております。そして、片平山公園のトイレ改築工事の完成予定は2月になっております。

次に、住宅建設費の委託料の減額と補助事業の工事請負費の増額について説明いたします。

市営住宅建設事業の補助事業で実施しております潟山団地3号棟集会場新築工事設計業務委託の事業執行により不用となりました委託費212万4,000円を潟山団地建てかえ事業の補助事業の工事請負費に予算の組みかえを行うものであります。また、新築工事の進捗状況につきましては、8月に工事発注いたしまして、令和2年2月の完成を目指しております。

○12番（東君子） 説明資料の7番、未婚の児童扶養手当でちょっとお伺いしますが、これはざっくりと未婚となっておりますが、例えばですね、籍は入っているんだけどDVとかで、よその施設のほうに行かれたり、どういう施設があるのかは知らないんですけど、そういう方っていうのは、この中には入っていらっしやらないんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 今回、補正をお願いしてます未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、婚姻を経ないで子供を

もうけられた方々に対する経済的支援が主眼でございまして、それも税制改正のはざまのこの時期に、臨時的に今年度だけ1万7,500円を交付するというところでございます。

○6番（城森史明） 16ページのふるさと納税関係なんですけど、補正額が増額になった理由は何ですか。

○企画調整課長（東中川徹） ふるさと納税関係事業費ということで、積立金を今回補正するもので、平成30年度決算と若干関係するんですけど、本来ふるさと応援寄附金の決算額に対して、返礼事業、返礼品に係る分を差し引いた部分を積み立てるものでありますけど、平成31年3月末時点で、返礼品代というのはまだ判明できないということで、5月になってから判明できるということで、その積み立てられなかった部分を今回、経費もはっきりしましたので追加で積み立てるというものであります。

○6番（城森史明） それと、お魚センターで問題になりましたが、今、それを販売をしてないということを知ったんですけど、枕崎牛ですよ、これいつから販売の予定なんですか。

○水産商工課参事（新屋敷増） 現在のところは販売を見合わせております。まだ、時期は決まっております。

○企画調整課長（東中川徹） ふるさと納税の返礼品ということで、私のほうから申し上げますと、お魚センターに対して全ての返礼品について、とりあえず返礼品の取り扱いを中止しますということで、いろいろ確認していただいて、その結果を報告してくださいということで、その報告を受けて返礼品としての取り扱いについては、その後決定していくということにしております。それで、今現在、お魚センターの返礼品は中止している状況であります。

○6番（城森史明） そうすると、ことしの予定額は幾らだったんですか。その予定額に対して、当然、お魚センターの中止によって寄附金募集に対して非常にマイナスになると思うんですけど、これは。そういう意味で、今回の事案について、それにあんまりに引っ張られるような状況をつくったらいけないと思うんですよ。

ですから、一応、正規に戻って今後販売するわけですから、早急に、正規にね、生産者にちゃんと賞味期限を打ってもらってするわけですから、それはもう早急に復活すべきじゃないですか。

○企画調整課長（東中川徹） その取り扱いをするのに、全商品一旦ちゃんと確認をしてくださいということにしておりますので、その結果をまた報告してくださいと。その結果を受けて、また返礼品として載していく形にしておりますので、今、その結果を待っているところです。

○6番（城森史明） それで、その時期はいつまでの予定で、そういう作業をしておられるんですか、そのお魚センターは。いつの期限を目途にやっておられるんですか。

○水産商工課参事（新屋敷増） お魚センターでは、今、企画調整課長からありましたとおり、その指導を受けまして、ふるさと納税返礼品の全ての賞味期限の関係、食品表示の関係をチェックしております。それを速やかに終えて、企画調整課に報告したいということで、その作業を進めているところでございます。

○6番（城森史明） ことしの寄附額の予算額は幾らですか。そして、今までのお魚センターの比率は幾らですか。

○企画調整課長（東中川徹） 本年度の当初予算におきましては、8億円を計上してございます。

ただ、お魚センターの部分の比率というのは、今、そういう数字を出しておりませんので、お答えはできないところです。

○6番（城森史明） そういうことで、せつかくふるさと寄附金は上昇気流に乗ってるわけですから、今回の事案で足を引っ張るようなことになってはいけないと思いますので、その辺は速やかな対応を要望しておきます。

○13番（清水和弘） 関連なんですけどね、今、枕崎牛の返礼品は中止しているというお話でしたよね。そのことについては、枕崎牛生産者の方たちへ報告とか、何か連絡はしとるんですか。

○水産商工課参事（新屋敷増） お魚センターのほうから、その生産者農家に連絡しているとの報告は受けておりません。

○13番（清水和弘） もう一回、聞き取りにくい。

○水産商工課参事（新屋敷増） お魚センターのほうから、生産者農家へは連絡はとっていないと聞いております。

○13番（清水和弘） 今回のですよ、この返礼品については、このお魚センターサイドの、このミステイクっていうのがですよ、福岡の製造業者に対して、枕崎市、お魚センターのほうで全面的責任を持つてするから迷惑はかけませんということでやっとなるわけですよ。

そういうような状況でやっとなりながらですよ、何でこの枕崎牛生産者に物すごい迷惑、私は相当言われとるんですよ。なぜ、今後の計画はこういう状況でやりますからとか、いろんな説明する必要があると思うんですよ。そういう責任は感じてないんですか。

○委員長（豊留榮子） お魚センターの、今それは、内部の事務になるのということで……。

○13番（清水和弘） いや、地方自治法に何て書いとるんですか。私は言いましたよ。この民営化しとる場合、市は損失補償あるいは50%以上の融資をしとる場合は、議員も発言していいってなってますよ、なぜそれを拒むんですか。事務局長、それ説明してくださいよ。

○5番（禰占通男） 私の一般質問にも市長は言いましたよ。細かいことには答えられないけどち断りましたがね、同じ質問をしたときになって、違った。

○議会事務局長（上園信一） 6月定例会でも三セク等の部分について、市長から提出があつてそれについて質疑を設けてるわけです。

その場合においても、第三セクターに関する質疑においては、深く事業経営権等に関する詳細なものについては議会の権限を超えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いしたいということ言ってるところです。

その観点から、今の件についてはお魚センターの内部事務ではないかと考えられます。

○13番（清水和弘） 今、私が事務局長に聞いたのはですよ、自治法でどうなってるかって聞いたんですよ。

○議会事務局長（上園信一） 13番委員にお尋ねしますが、自治法のどこに記載してあるんでしょうか。

○13番（清水和弘） それは、今、私はあんたに聞いとるわけですからね、事務局長に。自分で調べなさいよ、なぜそれぐらいのな、勉強してないんですか。それが事務局の仕事じゃないですか。

○議会事務局長（上園信一） どこかに書いてあるからそういう発言だと思われまますので、その根拠を示していただかないと、こちらは答弁ができないんじゃないかと思ひます。

○13番（清水和弘） 根拠ちゅうのはですよ、その50%以上の出資をしている場合、そして損失補償してる場合、これについては議会のほうからも発言していいって書いてますよ。

○議会事務局長（上園信一） ですから、どこの規定にそういう条文があるのかというのをお聞きしてるところです。

○13番（清水和弘） 議事係、200、私もその、ちょっと、自治法のあれ忘れたんだけどな。そこに書いてあつたんですよ。行政係、どうなんですか。（「議長、調べていただいたらどうですか。暫時休憩するか、休憩するなりして」と言う者あり）

○委員長（豊留榮子） それでいいですか。10分間休憩したいと思います。

午前10時36分 休憩

午前10時51分 再開

○委員長（豊留榮子） 再開いたします。

○議会事務局長（上園信一） 先ほどの清水委員からの問い合わせなんですけれども、自治法の

第243条の3に財政状況の公表等という規定がございます。

第2項に普通公共団体の長は、出資法人等について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないとなっていて、枕崎の場合は6月定例会に提出して、そこで質疑してるところです。

ですから、この規定からいきますと、何でも聞いていいというような条文にはなってないところですよ。

○13番（清水和弘） 今、そういう状況はですよ、枕崎のこう、閉塞感を……、続いとるんですよ。もうちょっと枕崎の財政状況を考えた場合、またですね、このお魚センター、勝手に言うたら悪いですけどね、その賞味期限を自分たちで書きかえる。そのようなことが発生しとるのに、なぜここで審査しないんですか。支店長、あるいは市長が社長になってますよ。だったら我々議会は審査すべきなんですよ、これを。

○委員長（豊留榮子） 13番、今回は補正予算ということで、それに関連することで質疑していただきたいと思います。

○13番（清水和弘） ふるさと納税返礼品が書いとるじゃないですか。これは関連ないんですか。枕崎牛は、ふるさと納税返礼品にはなってないんですか、委員長に聞きますけど。

○5番（禰占通男） 関連だけど、今、総務省も結局、地方自治体の長、関係者に賠償ちゅうのが出てるけど、ちょうど4倍、年収の。普通の職員はその分、そういうふうになっていったら、今13番委員が言う市長、副市長がお魚センターの経営者でしょう。ほかの出資者は長にはなってないわけでしょう。

今、局長はそんなこと言ったけど、それから考えると、そしたらふるさと納税にですよ、ことし私、一般質問で言ったけど、決算に出てるのは8億0,700万、それより下回ったら誰が責任とるのち言いましたがね、市民のものだってふるさと納税は。そしたら責任がある。市民団体が誰からか訴訟されたら終わりですよ。それを議会でするのはどうのこうのっていうのはおかしいがね。長ちゅうのは、そこまで考えないと長になれないよ。

○6番（城森史明） 次に、26ページですが、公債費を繰り上げ償還されて、補正額があるんですが、この内容についてちょっと。

○13番（清水和弘） ちょっとまだ、ふるさと納税のその件については終わってませんよ、回答もされてませんよ。委員長、まずこの回答をしてくださいよ。

○9番（立石幸徳） この予算委員会で、私はそのお魚センターから出されて、枕崎市がふるさと納税品と指定している枕崎牛の件をですね、質疑あるいはいろいろ議論できないっていうことではないと思います。ただ、私もちょっと日にちは忘れましたが、先月その当局のほうからですね、この件で全員協議会までしたわけですね。

そしてその際、いろいろと明確な回答をいただいていない分も決算委員会でですね、ちゃんと説明していただきたいちゅうことで、全員協議会で保留している部分もございますのでね、今この物理的にもほかの予算関係、補正、まだ何件か残ってるし、一応これは保留にして決算委員会でやっても別段どうということもないんで、今出されている件は決算委員会で論議、そして整理したらいいと思います。

○委員長（豊留榮子） この今の流れでよろしいでしょうか。

○財政課長（佐藤祐司） ただいまの公債費の繰り上げ償還の件でございますが、地方財政法第7条の規定に基づきます30年度の決算剰余金処分の関係でございます。

次年度以降に備える基金に積み立てるか、繰り上げ償還をするかという規定になっておりますが、今回の繰り上げ償還につきましては、4,566万3,000円、平成22年度に南さつま農協から借り入れた地方道路等整備事業債が1,563万円でございます。

平成23年度に南さつま農協から借り入れた地方道路等整備事業債が3,004万円、万円単位で今

2つ申し上げました。この2つを繰り上げ償還しようとするものです。

22年度分につきましては、利率1.4%、23年度の分につきましては、利率1.2%の地方債でございます。

○6番（城森史明） ということは、一応、補正予算でしたということですから、そういう予算的な原因で予算というか、そういうお金の問題で一応、繰り上げ償還できるという形で行ったということですか。

○財政課長（佐藤祐司） 前年度の剰余金の処分については、先ほど申し上げたように、地方財政法に規定されているところです。それを結局積み立てるか、繰り上げ償還をするかという選択になるんですが、これまで利率の高い民間資金を28年度から繰り上げ償還してまいりました。それで、実質的に1%を超えているものがこの2本、最後でございます。

そのほかにもあるんですが、それは地域総合整備資金貸付金でございます。それは企業から元金が返ってきて償還するものでございますので、実質的に繰り上げ償還できないということで、利率の高い1%のものについて、全て今回で繰り上げ償還が終わるということです。

基金に積み立てるよりも繰り上げ償還をしたほうが、本市にとって有利であるということから繰り上げ償還をいたしております。

○6番（城森史明） 財政的に非常に改善ができていくということなので、非常にいいことじゃないかと思えます。

次に、精算返納金の内訳の資料なんですが、この中で障害者関係の返納金がかかなり多いんですよ。2,000万近くに上るんでしょうかね。何で障害者返納金がこんなに多いんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 障害者関係の国県への精算返納金が多いということでございましたが、基本的に国県等の補助金あるいは負担金を財源とする給付につきましては、まず当初予算の段階において前年までの実績等も考えて、しかも当該年度中の給付に十分足りる、歳出に耐えられるような額を概算で交付申請をします。

概算で交付申請をして交付決定を受けますけれども、実際、サービスの給付状況は変動しますので、当然、概算交付よりも決算段階では当初見込んだものよりも必要額は小さくなるというのが通例でございます。

今回、障害者の関係では、国庫支出金の精算返納が障害者医療費、自立支援給付費、特別障害者手当等給付費、障害児入所給付費、地域生活支援事業費補助金、この5件で合わせて1,770万円程度の精算返納、それから県の支出金部分では、障害者医療費、自立支援給付費、障害児入所給付費、この3件で870万円程度の精算返納となっておりますが、その理由については、先ほど申し上げたとおり、概算交付申請時点では、給付費を財源確保のために多目にしているという関係でございます。

○6番（城森史明） 特に、そういう障害者の場合は、社会復帰という問題が非常に一番大きな問題じゃないかと思うんですが、やはり病気によっては障害のために社会でなかなか仕事ができないという人が結構いると思うんですが、そういう意味でですね、この自立支援のシステムちゅうかですね、結構、そういう障害者が、そういう社会復帰できない人が潜在的にもいるんじゃないかと思うんですが、その辺の事情はどういうふうになっているんですかね。把握というか、自己申告じゃないとなかなか把握が難しいと思うんですが、その辺はどういう状況なんですかね。

潜在的というのは、要は障害を持って支援をされていない人っていう意味ですね。潜在的に申告しないで、潜在的な人が多いんじゃないかということをはなして言ってるんです。

○福祉課長（山口英雄） こちらのほうでは、障害を持っていらっしゃる方でも地域で不自由なく暮らせるようにということで、いろんな制度は広報しているつもりです。

ただ、本人あるいは家族の方が、実際に障害があるんだけど、それをなかなか公表したくない。周りに知らせれば、それだけいろんな手助けが受けられるかもしれないけれども、それ

を言いたがらない方も結構いらっしゃると思います。

国のほうでも障害者の地域移行をどんどん進めています。この地域移行というのは、基本的に障害のある方でも住み慣れた地域でいつまでも暮らしていきたいと思う方が多いということから、住み慣れた地域で暮らせるように、そういったシステムをつくっていかうということから国もそういった考えで進めていますので、私どもとしましては、そういった考えのもとに、さらに今以上に障害者、本人、御家族、それから周りの理解が得られるように、制度の周知を図っていきたいと思っています。

○9番（立石幸徳） この出されている資料は、私のほうで資料要求した関係がありますので、関連ですね、9,000万ぐらいの返納金が出たわけなんですけど、これは大体、例年っていいでしょうか、昨年も同様の返納金なんだと。そこで聞きたいのは、いわゆる実績。

こうして、先ほど福祉課長が、若干多目にいろいろと見積もって対応しないと不足が発生した場合に非常に困るというようなこともあるんでしょうけれども、国県が査定といいましょか、交付決定あるいはそういうものをする場合の実績の見方っていうのはどういうふうになるんですかね、過年度実績。

○福祉課長（山口英雄） 各国県負担金あるいは補助金申請に当たっての積算の考え方については、その事業ごとにあたりはしますけれども、ただその事業量の見積もりにつきましては、各自治体のほうで何年間の実績とか、今後の伸びとかを予測して積算するというのが通例でございまして、特に明確に、例えば前年度の何%、何十%、何割を計上しなさいとか、そういったことは余りないんじゃないかなと思っています。

○9番（立石幸徳） それこそ、けさほどの新聞報道でも、よその自治体で、この事業報告を間違ってますね、多額の返納金が発生したっていう新聞報道が出てますよね。こういった返納金というのが、全然ないようになっていくことじゃないんですけども、余りにもその食い違っていくとどうなのか、特に新規事業といいましょか、それなんかは実績も何もないわけですからね。その辺は、いろいろと留意をしながら取り組んでいただきたいと思います。

私は、この説明資料の5番、6番、もうあと2週間も10月までないんですけども、その新しい幼児教育・保育の無償化の関係なんです。まずこの5番の事務費の増は、これはどういった事情でこういう補正が出ているんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 説明資料の5番ですけども、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費ということで、245万9,000円補正をお願いしておりますけれども、これにつきましては、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に関する事務を円滑に行うために、申請受付とか、そういったものに必要な時間外勤務手当とか、対象保護者への通知のための事務費とか、そういったものを補正するものでございますけれども、今回、財源内訳にもありますとおり245万9,000円のうち、一般財源は1,000円でございます、残りは補助金ではございますけれども、これは子ども・子育て支援事業費補助金として国庫から定額補助がなされるということで今回その事務費を計上したところでございます。

○9番（立石幸徳） ちょっとすっきりしないところもありますけど。内容的な面で、6番の認可外保育所2カ所なんですけど、これが今度の補正予算、9月下旬、ぎりぎり中日本会議で上げるんです。もう10月の制度開始に間に合うのかどうかっていうような感じですけど、この認可外保育所の予算計上がぎりぎりになってきたというのは何か理由があるんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 幼児教育の無償化につきまして、これまで議会の中でいろいろ議論がございましたけれども、その中で、本市には認可外保育施設、現在把握しているところで、医療機関内の保育施設として2カ所あると申し上げてまいりました。

この幼児教育の無償化の適用を受けるためには、経過措置5年の間に認可外保育施設としての運営基準を満たさなければいけないと。そのためには、必要な保育士の数とか施設の基準とか、

そういったものに係る整備が必要になってまいりますので、これまでの議会の中では、なかなか適用されるのはどうだろうかというふうに答弁したかと思っております。

今回、10月からの無償化に伴いまして、この2カ所もその届け出をするような動きがございまして、この2カ所の事業所に通う児童で、今回、無償化の対象になり得るだろうという人数は、12人と把握しておりますけれども、その方についての幼児教育無償化の所要経費を補正予算で計上させていただいたところでございます。

○9番（立石幸徳） それから、認可外も対象になったということは、非常に私は喜ばしいことだと思うんですよ。私の調査ではですね、認可外保育所の場合は、無償化の手続が認可保育所と比べると手間暇かかるといえばいいでしょうか、つまり一旦は保護者が利用料を施設に払うわけですね。そして、その領収書をもってまた市のほうから払い戻しを受けると、こういうふうに私は確認しているんですけど。

いわゆる認可保育所と認可外保育所が無償化に当たってですよ、何か手続上、差があると言いましょうか、違ってきているというのは何か理由があるんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 認可外保育施設と認可保育施設の詳しい手続の関係についての資料を今ここに持ち合わせておりませんので、今この場では答弁は詳しくはできないところでございますが、ただ認可外保育施設につきましては、先ほどの答弁でも若干言いましたけれども、まずは施設自体が今回の無償化の対象施設として適用を受けるための確認が必要でございます。

もう一つ、今度は利用する子供の保護者が、保育が必要である子供であるということを市のほうに確認してもらわないといけない手続が生じることになりますので、その意味からも二重の手続といえますか、そういったものは必要でございます。

あと、給付費関係の手続については今詳しい資料が手元にありませんので、後もって差し支えなければ、決算のときでも関連質問として答弁させていただきたいと思えます。

○9番（立石幸徳） 資料がないとか、調べてないというんだったら仕方ないんですけど、新しい制度がスタートするのにですよ、認可保育所に行こうが、認可外に行こうが、子供たちのそういう保育教育の中では、どうしてもいろんな保護者の関係では、いろんな情報が飛び交いますよ。

そういうとき、認可保育所は何もせんでも無償、いろいろ3歳から5歳とか、そういう違いはありますけど、認可外に行ったら非常にこんなことなのよと、その辺ははっきり担当のほうではつかんどらんといけないことですからね。

今、知らんって言うんだったらもう聞きようがないですから、決算委員会できっちりはっきりわかるような説明をお願いします。

それから、この認可保育所あるいは幼稚園についても、これは当初予算でしっかり予算づけが出されていたんですけども、新制度があつと2週間ぐらいで始まるわけですので、本市の幼児教育・保育の無償化の総まとめといいましょうかね、私、当初予算のほうも持ってきてますが、今現在でその対象人数が、先ほどの認可外も含めてですよ、どういった区分に3歳から5歳が何人で、あるいは幼稚園のほうは何名でと、そういったしっかりしたこの幼児保育無償化の整理はできているんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 今、幼児教育無償化の対象児ということですが、私どもの所管でございます認定こども園、保育所、それから認可外保育施設について申し上げます。

これは、変動がまだあつたりしますので、これはちょっと古いですけど、平成30年10月初日で積算したときの数字で申し上げます。

○9番（立石幸徳） 要するに、その予算を出した数字を出せばいいわけでしょう。

○福祉課長（山口英雄） まず、私どもの所管する認定こども園での教育認定子どもは、3歳児以上ですので、これが26人です。2号認定が3歳児以上の保育児童ですけど214人で、認可外保育施設が補正予算に計上しておりますとおり、12人と見込んでいるところでございます。

○9番（立石幸徳） この年齢区分ではどうなってるんですか。3歳から5歳と3歳未満。

○福祉課長（山口英雄） 済みません。3歳未満児の部分で非課税対象者はなかったんじゃないかと思うんですけど、そこを確認させてください。

その部分がはっきりしないんですけども、先ほど言いました1号認定に26人、1号認定は幼稚園部門に通う子ですから、3歳以上です。2号認定、これが3歳以上の保育部分に行く子が214人、認可外は12人と申しましたけれども、認可外は非課税世帯の該当者はいないと予想しておりますので、12人とも3歳以上ということなんです。

○9番（立石幸徳） ちょっと幼稚園のほうはどうなんですかね。

○教委総務課長（山口美津哉） 幼稚園につきましては、当初予算を計上するときに確認しました対象者は、2園合計で137名となっております。

○9番（立石幸徳） それから、最後に私も給食費が市内の保育園、幼稚園でどうなってるか知らないんですけども、給食費は無償にはならないということなんですかね。

その辺は、これも細かいちょっと条件といいたいでしょうか、制度のあれがあって、その年収360万未満相当の世帯と第3子以降の副食費は無料になると、こういうことなんですね。給食費と副食費ちゅうのはまず何が違うんですか。

○福祉課長（山口英雄） 給食費の中には主食費と副食費がございます。食費は、米食であれば米とかの主食部分、それ以外の部分が副食費、おかずとかの部分が副食費になるかと思えます。

○9番（立石幸徳） 後は、また決算委員会で聞きます。

○4番（沖園強） 説明資料の14、15、災害復旧事業で、予算書25ページをお願いします。

まず、説明資料で14番の林道の2線が所管がえ対応、ここをちょっと説明していただけないですか。

○財政課長（佐藤祐司） この所管がえ対応を含むというのは、林道2線にかかるわけではございませんで、今回の7月豪雨による対応を所管がえによる対応と、この補正予算による対応で行ったということでございまして、所管がえによる対応につきましては、公共土木施設、市道関係で、当初予算で財政課に配当しておりました400万円のうち300万円を建設課に配当がえをしております。

農林水産施設災害復旧費につきましては、当初予算時点で財政課に400万配当しておりますが、この400万全額を所管がえで対応したと、これらが所管がえ対応している経緯でございまして、これに加えて今回の補正予算で出している部分が、災害復旧に要する経費と御理解いただければと。

○4番（沖園強） そうすると、単独災害復旧費、国県支出金、特定財源の部分で単独災害復旧費で92万、これ単純に事業費から計算すると29.6%の補助金ということなんですが、県単事業とみればいいんですかね、県の補助金がこれだけ入ってるんですけど、単独事業の扱いになぜなかったのかちょっとわからんとです。

○財政課長（佐藤祐司） 以前も予算の取り扱いで、補助事業費と単独事業費の振り分けについて答弁したことがございます。県の単独補助金につきましては、地方公共団体内で行う補助制度ということで、単独事業という扱いにしております。

そして、国庫補助金を財源とするものについては、補助事業という扱いになっております。

○4番（沖園強） 県単事業ですね。そうすると、補助災害復旧費の中で、県支出金なんですけど、この786万2,000円、52.4%補助災害復旧の場合の補助率といいますと、そういった部分で若干気にかかるんですけど、これどうなってるんですか。

○農政課長（原田博明） 通常の施設災害については、65%の補助率でございます。農地につきましては、50%の補助率で今回補正に上げたところでございます。

○4番（沖園強） その他の分担金なんですけど、これはどこの分担金なんですか。

○農政課長（原田博明） 農地災害の受益者の分担金でございます。

○4番（沖園強） 受益者ですね。この当初予算の段階では、単独災害復旧には一般財源は幾ら組みよったんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 先ほど申しあげましたように、単独災害復旧費については、当初予算では、枠配分ということで財政課に400万、そして公共土木の農林水産施設も400万組んでおりました。

それについては、全て一般財源で対応しているということで、農政課で当初段階で300万だったと思いますが、それとは別個に、農政課で林道の災害復旧分ということで計上しておりますが、この事業費の40%分については、県単補助があったと記憶いたしております。

○4番（沖園強） 若干関連もあるんですけど、予算書の15ページ。

この現年発生単独災害復旧事業の20万と災害復旧債ですね、過年度発生単独災害復旧事業のマイナス30万、この関係をちょっとお示ししていただけないですか。

○財政課長（佐藤祐司） 先ほど申しあげましたように、県単林道事業で当初予算を300万組んでおりました。これは前年度中の林道災害分の復旧ということで、300万については110万円の地方債、これは過年債ということで計上しておりました。

そして、この部分が今回の補正と合わせて110万が80万になりました。それで、過年分については30万減額をいたしております。これは林道債の部分の路面も被災した部分も合わせて起債対象になるということで、当初上げておったんですが、法面分は当然、単独災害復旧事業債の対象になるけれども路面分は維持補修的なものだということで、起債対象にならないということもございまして、その部分で30万円、過年債は減額いたしております。

そして、現年債の20万分については、今回上げた部分に対応する単独災害復旧事業債ということです。

○4番（沖園強） 市債等々また臨時財政対策債との関係でお伺いしたいんですけど、5ページで見ますと臨財債は676万3,000円ほど限度額が下がっているんですけど、臨財債の枕崎の発行可能額は今年度は大体7月ごろ決まるんですよ、臨財債の発行可能額、それは幾らになっているの。

○財政課長（佐藤祐司） 普通交付税の算定は、決定されるのは7月でございますので、当然、それに合わせて臨時財政対策債の発行可能額も決定をされます。

今回の臨時財政対策債の発行可能額は予算書に出ておりますが、2億3,284万5,000円が補正後の額でございます。

当初予算につきましては、当然、前年度の発行額から地方財政計画の伸び率等を勘案して推計した数字でございますので、今回決定されたことで、その金額に合わせたということなんです。

○4番（沖園強） 15ページで、100%可能額を限度としてあるということなんですが、臨財債の場合、今、全国の各自治体で臨財債を抑制しようという団体もあるわけですよ、実質的な経常収支比率を算出するとき、当然、臨財債が影響してくるんですけど、臨財債を抑制した場合に、経常収支比率が上がるという財政分析の見方があるんですけど、本市は100%。過年度はどうだったんですか、可能額でいくと100%きてるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 過去を申しますと、発行可能額を10万単位で切り捨てた額を借り入れていた経緯がございます。28年度から発行可能額を1,000円単位で借り入れるようにしております。

今、質問者が言われましたとおり、この臨時財政対策債は、経常収支比率を積算しますときに経常一般財源収入額として、当然、計上されるということで、例えばこの2億を借り入れなかったとすれば経常一般財源収入が2億落ちるわけですから、経常収支比率は分母が落ちるわけですから、当然、上がってしまうということになります。

国レベルでいろいろ議論になっているのは、この臨時財政対策債の発行額を抑制しようという話

で、それよりも当然、普通交付税として交付されたほうがいいわけですから、その割合を変えていきたいと思いますという議論はされているというのは承知いたしております。

○4番（沖園強） 今、答弁があったように、臨財債を抑制しようとするれば経常収支比率にはね返ってくるということの論理が立つんですけど。裏を返せば、今、110億程度の市債残高の四十何億ですかね、臨財債が、そこで平成13年にこの制度が始まって、15年度までの3カ年がずっと先延ばしになっているんですけど、これどういった見方をされています。将来的に、国として。

○財政課長（佐藤祐司） 臨時財政対策債は、計算上もそうですが、そもそもの成り立ちは、普通交付税として交付されていたものを地方が直接借金をしなさいということで、直接の借金となったものでございます。

そして、その償還については、その後の普通交付税で100%交付税措置をするよという考え方でございまして、100%イコール額にはなっておりませんが、九十七、八%、毎年、交付税措置されてきております。

当然、こういう措置というのは、自転車操業的なものなので好ましくはないと思いますが、そもそも普通交付税の財源が足りないということで、このような措置をとっているということで、やむを得ない措置なのかなと思っております。

○4番（沖園強） 発行可能額を満額充当しているということでほっとしたんですけど、仮に臨財債を抑制して、ほかの地方債で充て込めばやぶ蛇かなと思います。その辺は、慎重に見きわめていただきたいと思っております。

○11番（永野慶一郎） 説明資料の9番ですね、共同墓地の件なんですけど、ここに書かれている共同墓地2カ所とも災害復旧ですかね、7月の大雨による災害復旧ということでよろしいでしょうか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回、補正でお願いしています山口尾上共同墓地、瀬戸口共同墓地の2カ所とも7月3日の大雨により被災したものでございます。

○11番（永野慶一郎） 山口のほうはちょっとあれなんですけど、瀬戸口のほうは道路上から見えるブルーシートが、今かぶさってるところで間違いないですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） はい、そのとおりでございます。

○11番（永野慶一郎） 7月の頭からブルーシートがかぶっている状況で、その後、幸いにもですね、大きな台風とか大雨が来てないから、今、何とかもってるような感じなんですけど、議決を受けないところといった補助も出せないというのものもあるんですけども、どうですかね、行政側から見て議会で議決を得てからの補修工事でも間に合うと、崩れる心配はないと、ほかのところがですね、そう判断されたということでしょうか。

○市民生活課参事（日渡輝明） この事業につきましては、枕崎市補助金等交付規則第10条による事前着手承認申請書が既に出されているところでございます。工事施工業者の都合で、まだ工事に着手していない段階だと認識しております。

○11番（永野慶一郎） それなら、緊急を要する場合には、そういった事前の申請書を上げれば工事に取りかかれるっていうことでよろしいですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） その内容等を判断しまして、事前着手承認通知書を出しているところでございます。

○11番（永野慶一郎） 共同墓地で道路から見えるところ、ブルーシートの横に大きな木があるんですけども、その根っこで、今、もっているような感じかなと思っております。今回、ブルーシートをかぶせてあるところは工事の対象になるかもしれないんですけども、その隣はまだ完全に崩落してないので、そこはもう対象にならないのですかね、今回の工事の。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回、瀬戸口共同墓地からの補助申請につきましては、被災した箇所のみで復旧で申請が出てるところでございます。東面の部分については、現状のままで対

応するような感じでございます。

○11番（永野慶一郎） 災害ですから、補助率が2分の1ということで、それ以外でも自分たちで整備する場合は、4分の1の補助があるということでお聞きしているんですけども、今回もその災害だけの請求が来てるんですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） はい、そのとおりでございます。今回の災害復旧については、補助率2分の1での補助となっております。

○11番（永野慶一郎） ちょっと見たら隣の東側のほうも結構大丈夫かなという状況ってお見受けするんですけども、崩れたら2分の1、崩れなかったら4分の1補助というようなあれもあるんですけど、変な話なんですけれども、崩れたら2分の1の補助なんで、補助率が高いからというような感じにもなるんですけど、本当に道路も下に走ってますのでですね、何かそこら辺もちょっと考慮していただけるような、そういった補助率、補助の出し方も検討していただけないかなというようにことは見て思ってる場所なんですけども、最後にお聞きしますが、そういった検討はされてないですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回、お願いしている補正の中で、山口尾上共同墓地については、被災した部分の申請については補助率2分の1になります。それ以外の部分で整備統合等ということで申請が出されておりますので、4分の1補助の箇所もございます。

そういったことでありますので、その辺は現場の状況を判断しながらやっていきたいと思えます。

○11番（永野慶一郎） 今回、山口尾上墓地のほうは、災害復旧とある程度整備する分とそれが混在してるということなんですけども、できたらですね、もうちょっとその横ぐらい、完全に崩れたところじゃなくて、ちょっとそれに何ていうんですか、付随する、ちょっとここまではしないといけないよねと、ここまでしたら次の災害も防げるんじゃないかなというところまで、またちょっと範囲を広げていただくような、そういった検討はしていただけないのかなと思って、もうお願いなんですけど。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回の瀬戸口共同墓地についても、復旧についてはコンクリート擁壁工による災害復旧となっておりますので、当然、そういった復旧をする場合においては、影響する部分まで補修をかけていかないといけませんので、そういったところは補助の範囲内では考えているところです。

○11番（永野慶一郎） 擁壁を積んで高台に位置してる共同墓地って、結構お見受けするんですね、今後またこういった問題は出てくるかと思うんですけども、範囲もそこだけに限らず、広くっていうか、ここまでしないと危険だよっていうところまでは、一応、補助の対象になっているということでお聞きしましたので、はい、わかりました。

○2番（眞茅弘美） 予算書の23ページ。住宅管理費についてお伺いします。

修繕料がここに出ていますが、今議会の専決第1号市営住宅賠償問題と関係がございますか。

○建設課長（松崎信二） 今、ここに計上してあります修繕料の需用費94万2,000円の増額につきましては、市営住宅の床の修繕依頼の増加と緊急の雨漏り対策等の工事が必要になったために、今回、修繕工事費を94万2,000円計上してるところでございます。

○福祉課長（山口英雄） 先に質疑をいただきまして、回答を保留していた部分について答弁を申し上げます。

まず、13番委員からございました児童扶養手当の受給者のうち、母子家庭と父子家庭の数でございますが、母子家庭が205、父子家庭が20となっております。

それから、9番委員からありました幼児教育の無償化の関係で、3号認定子供、3歳未満児の対象者は何人かということで答弁を保留しておりましたが、確認いたしましたところ、現在3歳未満児は、非課税世帯では第1子のみが保育料がかかっていますので、非課税世帯で3歳未満の第

1子ということで対象者がいるかということになるわけですが、予算編成の時点で、3歳未満児で非課税世帯の第1子はおりませんので、対象はなしということでございます。

それから、もう一点、同じく9番委員からございました認可外保育施設の無償化の手続きにつきましては、国の通知によりまして、原則的には償還払いということで、一旦施設に保育料という必要経費を払っておいて、後もって申請して無償化の給付を受けるとされているところでございます。

○3番（上迫正幸） 20ページの農林水産業費の畜産業費、この修繕料が46万5,000円計上されてますが、これはどこの修理なんですか、お答えください。

○農政課長（原田博明） 畜産業費の修繕料でございますが、これは枕崎市クリーン堆肥センターの発酵施設のシャッターが老朽化により修理不能となったことによる補正でございます。

○3番（上迫正幸） 同じページの基幹水利施設管理事業とは何でしょうか。

○農政課長（原田博明） 南薩畑地かんがい事業の国営によって造成されました農業水利施設の機能を保持するとともに、受益農家の負担軽減と農業生産の向上を図るための管理事業に関する業務委託事業でございます。

これは、受益者負担金の分担金の額が確定したということで、分担金の増とともに、業務委託料の同額を増額する補正でございます。

○3番（上迫正幸） 24ページの消防費の消防施設費65万3,000円の調査設計委託料が減額されて、その次に65万3,000円、単独事業でとってわけですが、これは同じ事業と見てよろしいのでしょうか。

○建設課長（松崎信二） 消防費のこの部分ですけれども、木原の消防センターの委託費を計上しておりまして、委託の執行に伴いまして、差額金が65万3,000円出まして、その分を工事請負費の単独事業に流用しているところであります。

○委員長（豊留榮子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（豊留榮子） 異議もありませんので、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時7分 再開

△議案第22号 令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（豊留榮子） 再開いたします。

次に、議案第22号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文） 議案第22号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について概略を申し上げます。

予算書の末尾をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,036万2,000円を追加し、予算総額を35億9,334万7,000円

にしようとするもので、当初予算より0.3%の伸びとなります。

補正の内容は、総務管理費につきましては、旧被扶養者に係る減免制度の見直しに対応するためのシステム改修委託料49万5,000円及びオンライン資格確認に対応するためのシステム改修委託料358万6,000円の合計408万1,000円の委託料の増額でございます。

保健事業費につきましては、今年度当初予算で計上してありました重複受診等訪問指導業務の委託契約締結に伴う委託料68万8,000円の減額と国保連合会で構築している国保総合システムのバージョンアップに伴うパソコン3台の購入のための備品購入費66万円の増額を相殺した2万8,000円の減額でございます。

償還金及び還付加算金につきましては、平成30年度精算に伴う国及び県特定健康診査・特定保健指導負担金の返納金118万6,000円と保険給付費等交付金の返納金512万3,000円の合計630万9,000円の増額でございます。

以上の財源として、県支出金13万7,000円、繰越金663万9,000円及び国庫支出金358万6,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（豊留榮子） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） このシステム改修のオンライン資格確認の資料も出てますのでね、こっちのほうは後でゆっくり教えていただきたいんですけど、このオンラインシステムのほうが国庫補助金もあって358万6,000円、委託金が408万で、その差額がさっきちょっともう一個別なシステム改修が入っているんですか。そっちのほうをまず、旧何と言ったですかね。

○健康課長（田中義文） 旧被扶養者に係る減免制度の見直しに対応するためのシステム改修委託料49万5,000円を別途計上してあります。この旧被扶養者減免の減免期間見直しにつきましては、平成20年度に新たな制度として設けられたものですが、被用者保険の被保険者が後期高齢に移行した場合に、残された被扶養者について、現在、応能・応益割それぞれ減免制度があります。そのうち、応益割であります均等割及び平等割につきましては、取得後2年間に限って適用されるという見直しになります。

これまでは、当面の間、継続していたものを2年間に限って減免の措置を行うということで、これは後期高齢においても同じような制度があったんですけど、それも見直しによって平成20年度当初に、円滑に後期高齢者医療制度が運用されるように経過措置みたいなもので措置されていたものを今回、応益割部分については見直しを図って、2年間に限って行うこととされたところなんです。

○9番（立石幸徳） よくわからんですけど、正直ですね。平成20年に確かに後期高齢者制度がスタートしたその関連で、その被扶養者っていうのはどういう意味ですか、その被扶養者ですか。

○健康課長（田中義文） 旧被扶養者と言いますのは、被用者保険の被保険者が後期高齢に移行することによって、前の社会保険であれば払わなくてよかったものが発生するということもありまして、被扶養者については当面の間、均等割、平等割については2分の1にするという措置がありました。

それが今回、その期間が2年間に限って実施されるという見直しになるということです。

○9番（立石幸徳） その2年間というのは、今度の令和元年度と2年度、この2年間と捉えればいいんですか。

○健康課長（田中義文） 従来から加入している人につきましては、ことしの4月からこの制度が見直しになっておりますので、ことしの4月から2年間のみ適用されると。新たに適用される人については、そこから2年間適用されるという見直しになります。これまでは、それがずっと続いていたということです。

○9番（立石幸徳） 正直よくわからんのですが、そうするとその見直しをした結果ですね、そのいわゆる被扶養者は非常に有利になるということになっていくんですか。つまり、その世帯主が75歳以上で後期高齢に入っちゃう、そして、その残された人たちがっていいでしょうか、被扶養者の方々に何かその有利になるような形になっていくと、そういうふうを考えればいいんですかね。その辺を教えてくださいませんか。

○健康課長（田中義文） 平成20年度に、制度が円滑に運用できるように設けられた制度ですので、10年ほど経過して制度がもう定着してきているということで、徐々に減免制度を廃止していくと、原則に戻していくということですので、被保険者にとっては負担が若干上がっていくということになります。

○9番（立石幸徳） 本市の場合は、そういった対象者はどのくらいおるんですか。

○健康課長（田中義文） 申しわけありません。その対象者数については、今資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど説明いたします。

○9番（立石幸徳） 皆さん方はこう提案されるわけですからね、午前中もあつたんですけどね、提案される関連のものというのは資料があるうがなかろうがですよ、きちっと我々に説明していただかないと、資料がないから言えないとか何かそんな言われると我々も非常に、はいそうですかと言うわけにいかんですのでね。それこそ説明ができなかったら、これも決算委員会で説明してくださいよ。

○税務課長（神園信二） 今、9番委員からのお問い合わせですけれども、私どもも歳入の予算を出してなかったものですから、ほとんどの資料を今手元に持ち合わせておりませんので、決算で報告をいたします。

○9番（立石幸徳） はい、決算委員会で説明をお願いします。それから、このさっき言ったオンラインの資料はまた後で教えていただきますが、もう一個、この償還金の関係、全部で630万ですかね。特定健診のほうの関係を除いてこの保険給付費の償還という、これは五百十何万と言いましたけど、これは何でその償還が出てくるんですかね。

○健康課長（田中義文） 平成30年度の制度改革に伴いまして、以前から議会の中でも御説明しておりますように、保険給付費等に係る費用については、県から全額交付されるようになっております。

その金額については、県が各市町村の実績をもとに見込んだ数字がありまして、その金額を当初交付するというので、時期は正確に記憶しておりませんが、年度末に近づいたころに県が見込んだ数値より大分実績が下がってきているということもありまして、県からそういう減額の見込みを踏まえて変更の交付決定がありまして、その金額と実際に本市が支給した保険給付費との差額がここに書いてある512万2,000円程度ということで、当初の金額と比べると大分差は縮まって、より実績に近い数字となっているところです。

○9番（立石幸徳） それで資料を要求したこの何ページですかね、四、五枚のこのオンライン資格というのは、相当いろいろ大がかりになっていいでしょうか、システムになるみたいなんですけども、これはもう資料を全部読み上げたって大変ですので、一番ポイントの部分でですね、このシステムがどういうシステムなのか、そしてこのシステムが完備っていいでしょうか、初日本会議で課長が説明したように、令和3年から実際はこのシステムは稼働っていいでしょうか、そういう説明をされましたけども、そのときにどういうふうになるのかですね、その辺の要点だけをちょっと説明をいただきたいと思うんですけど。

○健康課長（田中義文） 初日本会議で御説明したものと重複すると思いますが、このオンライン資格確認というのは、まず全ての医療保険加入者が全国の保険医療機関、保険薬局、訪問指導事業所でマイナンバーカードまたは被保険者証を提示することによって、サービスを受けることができるという仕組みであります。

この目的といたしましては、オンライン資格確認はマイナンバーカードの普及と医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上を図るため、先ほど委員が申し上げたとおり、令和3年3月から本格運用を開始するものでございます。

その3月に向けて、本市におきましては、来年10月までに今回提案いたしましたシステム改修を行いまして、運用テストを終えてから本格運用に入っていくということで、今回の補正につきましてはその自庁システムの改修費用でございます。

○9番（立石幸徳） もう少しこう、何がどうなのかちょっとわからない面があるんですけど、要するに被保険者が国保に限らずということなんでしょうけども、その医療機関に足を運んだときに、当然、医療機関のほうにもそれに対応できるいろんなシステムっていいんでしょうか、それはもう医療機関のほうにはもう義務づけていくんですか、病院のほうには。

その患者といいましょうか、被保険者が来た場合には医療機関のほうではその辺のチェックとか、そのシステムに乗せたものはできるようなシステムになっていく、要するに病院側のほうの設備もきちっとしとかんといかんわけでしょう。

○健康課長（田中義文） 提出いたしました資料の3ページに記載してありますように、この改正の概要の2番目にオンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設というのがありますが、医療機関における現在のシステム改修であったり、まだはっきりとわかっていないんですが、マイナンバーカードの読み取り機とか、そういうものの整備に向けた補助金が2分の1だったですかね、交付されるようになっておりますので、今後は医療機関でもそのようなシステム改修への対応であったり、読み取り機とかを整えていくことになりまして、先ほど言いました令和3年3月には運用が開始されるということで、ただその時点で、すぐに多くの被保険者がマイナンバーカードを持って医療機関に行くという状況になるかどうかはわかりませんが、運用そのものは令和3年3月には開始されると伺っているところです。

○9番（立石幸徳） その医療機関側のそのいろんなシステムに対応する設備かれこれというのは、これは財源的にはどこが持つんですかね。やっぱり国のほうが、そういうものはもうちゃんと財源の手当てはするわけですか。それとも病院側は自分たちでするの。

○健康課長（田中義文） 今、申し上げたのがそのことなんですけど、医療情報化支援基金を国が創設することになっておりますので、そこから各医療機関、薬局等には交付されると考えております。

○9番（立石幸徳） ちなみに、この支援基金はどうやって基金をつくるっていうのは、そこまではまだ決まっていらないんですか。

○健康課長（田中義文） 今年度中に300億円積み立てる予定で、今進められているというところまでしか把握できてないところでございます。

○9番（立石幸徳） 最後に、その300億円は市町村というか、国がそういう財源の手当てはするわけですね。

○健康課長（田中義文） 資料によりますと、国が社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関に交付するという制度になっているようです。

○5番（禰占通男） 今の関連ですけど、このシステムはシステムでいいんですけど、今も出たけど、システムはつくってもこの医療機関側としては絶対1人分の人件費がかかりますよね、これはね。そこら辺の説明とかは何かないんですか。

○健康課長（田中義文） この制度のメリットといたしまして、厚生労働省としては医療機関につきましては、窓口の混雑を緩和できるということになっておりますので、これまでいる窓口職員が、今までやってる業務をオンライン資格確認のほうに移行するのかなと考えております。

待ち時間の短縮であったり、混雑の緩和ということがメリットに掲げられておりますので、最初は多少混乱するかと思うんですけども、円滑にいきますと、マイナンバーカードのICチップ

の部分で提示するだけで認識されることになっておりますので、職員の事務の軽減にもつながっていくのかなと思っています。

○5番（禰占通男） 私は、その反対を考えてるんだけど。仕事が煩雑になって、結局、小さい病院なんかは大体2人か3人で事務をやってるんだけど、それがこのカードを使う、保険証でもいいということでしょう。そうした場合、もう何か1人余分に事務とか、そういうのがかかるような気がするんだけど。どうせ、やはり最後は何かというか、オンラインシステムを扱うのにもやっぱりキーを打たんといかんわけでしょう、ある程度は。だから、そこでどうなるのか、病院側が納得するのかなと思って、総合病院みたいにあんなに事務の方が10人近く座ってる場所はそれなりにいくだろうけど、その小さい町医者とかそこら辺ですよ。

○健康課長（田中義文） 国保新聞等の情報によりますと、現在オンライン請求が全国的に進んでおりまして、このオンライン請求のシステムが導入されているところは、オンラインシステムを改修するという流れですので、さほど大きな混乱はないのではないかと。

ただ、それはおっしゃったとおり、病院はほとんど導入されていますからそこまでは混乱はないとは思われますが、オンライン請求がまだされていない診療所とか歯科医院とか、そういうところで導入が義務づけられることになると、少し困難があるのかなと私たちも考えているところでございます。

○5番（禰占通男） 今、オンラインのカードにマイナンバーを使うということと、そしてまた消費税が上がるということで、マイナンバーを使ってポイントもあげましょうち、政府は何か腹の中で考えてるみたいで、普及を促す目的のためだっという報道もあったんだけど、そこですよ、何かこうメリットがないと、何かおかしいような感じがするんですけど。

○健康課長（田中義文） 先ほど申し上げましたように、医療機関にとっては、そういう待ち時間が短縮されたり、混雑が緩和される、導入すればですね。そして、その導入のための経費については補助があるということです。

そして、被保険者にとっても、当然、待ち時間も少なくなっていくわけですけども、それ以外に、保険証と一緒に入院したときなどに提示しないといけない限度額認定証も、今後は、オンライン資格確認でマイナンバーまたは保険証にも新たに2つの番号を追記するんですけども、そのいずれかを使えば限度額認定証の交付を必要としなくなってくるので、被保険者にとってもメリットはあると思います。

保険者にとってみますと、今いろいろ問題になってます過誤請求というのがあるんですが、資格を喪失した後に、国保の保険証を使って医療機関で診療した場合に、こちらのほうから医療費を基本的に世帯主に返還をお願いして、そしてその返還した金額については、国保の世帯主の方は、新たな社会保険のほうに請求するという手続をしないといけなかったんですけども、それが瞬時に医療機関で正しい資格情報はわかりますし、また請求をされた審査支払い機関であります国保連合会や社会保険診療報酬支払基金のほうでも瞬時に正しい資格情報がわかりますので、誤った請求が激減するのではないかとということで、国保のほうで一旦立てかえたりする手間も減りますし、また事情があって被保険者としては払えなかったりして未収金になる場合もございまして、そういうものが今後は激減するんじゃないかと言われておりますので、そのオンライン資格確認制度が導入されれば、全体的にはメリットはあると思います。ただ、それに至るいろいろな課題はあるのかなと私たちも考えております

○13番（清水和弘） オンラインで結ぶちゅうことは、人件費を削減するとか、そういうメリットもあるんでしょうけど、私が聞きたいのはですね、枕崎の医療機関がオンライン化されるのは大体もう何年ぐらい、全部が結ばれるのはどんぐらいかかるの。

○健康課長（田中義文） 先ほど申し上げたように、もう大きな病院についてはオンライン請求に既になっています。電子カルテで電子請求になっておりますので、それをオンライン資格確認

に移行していくという作業になると思うんですけど、診療所がどのくらいオンライン請求になっていないのかというのは、まだ把握してないところですので、その点については、今後、調査していきたいと考えています。

○13番（清水和弘） 小規模の医院とかですよ、そういうところには何かこのメリットとかいろんなことを説明して、速やかにオンライン化するようにとか、そういう説明はしてるわけ。

○健康課長（田中義文） 行政のほうから各医療機関に対して、オンライン請求に協力していただくようにというような国県からの要請は受けておりませんので、そこは国から医師会、県から各医療機関に要請があるのかなと考えています。

私たちが、医療保険者として県から今後要請されるであろうということは、当然、国保としてオンライン資格確認への対応を円滑に進めるのはもちろんなんですけども、国保の被保険者に対して制度の理解を広めていって、マイナンバーカードの普及であったり、国民健康保険の先ほど言いましたように、2つの番号がふえまして、そういう制度に変わっていきますので、その理解を求めていって、この制度が円滑に、令和3年に運用開始しますけれども、国としては、3年半後の令和4年度末までに、全ての国民の皆さんにマイナンバーカードを持っていただくことを目標に取り組んでおりますので、その目標に向けて保険者としても加入者の皆さんに協力をお願いするというのが、今後の私たちの役割だと考えています。

○11番（永野慶一郎） 今、健康課長からもございましたように、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、ということであるんですけども、結局、そういった医療機関とか、そういった使えるような体制を整えても、結局はマイナンバーカードを持ってる人がいないと何もならないということですよ。

まずは、ここにほとんどの住民が持っているということを想定するとあるんですけども、実際、今、本市でマイナンバーカードを持ってらっしゃる方は何割ぐらいいらっしゃるのか教えていただけますか。

○健康課長（田中義文） マイナンバーカードの業務については、市民生活課が行っているものですから、私たちは把握してないんですが、ただ全国では国保新聞の最新の記事では13.9%程度と載っておりましたので、枕崎市も議会の中で12とか13とか言われていますので、同じような傾向なのかなと考えています。

ただ、国としては、この制度が円滑に進むように、地方公務員とか国家公務員とかに進めたり、先ほど言いましたように、各医療保険者が加入者に対してマイナンバーの取得を促していくような取り組みを進めてもらいたいという要請を受けておりますので、今後、それがどのような成果になるかはわかりませんが、そういう取り組みが進められていくと考えております。

○11番（永野慶一郎） マイナンバーカードとか、そのマイナンバーが導入される時にですね、いろんな個人情報の問題とかいろいろ問題になって、なかなかマイナンバーカードをつくる方、本市も1割ちょっとぐらい、以前聞いたとき十何%で、2割ないぐらいじゃないんですかね。

以前もそういった答弁をいただいたことがあるんですけども、マイナンバーカードが普及しないから、何かそれを普及するための施策なのかなというような感覚はあるんですけども、これをつくったときに、本当に先ほど課長がおっしゃられたようなですね、限度額認定証、これを申請しなくてもマイナンバーカードのICチップを読み取れば申請が要らないということで、そういった面では、私なんかも知ってる人が入院するんだよねつたら、ホームページから限度額認定の申請書をダウンロードして、お渡してこれもらってくださいねっていうようなやり方を今やったりするんですよ。

ただ、その手間が省けたり、もろもろすごいいい点はあるのかなと思うんですけども、今度は医療機関、そしてまた薬局の人までその個人ナンバー、その人ですね、取り扱うことになるわけですよ。そういったところのセキュリティーの問題とか、またそういったのが不安で、やっぱり

マイナンバーカードをつくるのをためらう方も出てくるのかなと思うんですけど、そこら辺の対策はどうお考えですか。

○健康課長（田中義文） 厚生労働省の資料によりますと、あくまでもそのマイナンバーを利用して、被保険者証のかわりとして使うということでありまして、マイナンバーのデータ部分ではなくて、マイナンバーカードに入っているICチップの部分だけを読み取るということで、マイナンバーデータは見れないようにするというのと、それと医療機関でよく保険証を預かったの預からないのというのがトラブルになったりしますが、想定されているのは、読み取り機で読み取って、提示だけして医療機関は預からないとされているようです。

あと、私たちも心配しているのが、高齢者の方が管理できるのかというのが危惧される場所でありまして、現行でも保険証の再交付を年間何回もされる方とかおられます。保険証については顔写真もついておりませんので、悪用されることはめったに今ないところなんですけども、今後、このマイナンバーカードを保険証として活用するという事になって、高齢の方が皆さん持つようになったときに、何かトラブルが発生しないかというのを個人的には心配しているところではございます。

○11番（永野慶一郎） せっかくお金をかけてですね、システムとかもいろんな改修、病院もしていくわけですので、そういったメリットとかあるのであれば、デメリットもあるかもしれないですけど、そういういろんな利便性が高まるのであればですね、まずは、マイナンバーカードを持つ方、保有される方をふやしていくのが先決じゃないかなと考えますので、また市民生活課ともですね、ちゃんと協議をしていただいた上で、3年後からですかね、この制度スタート……。

○健康課長（田中義文） 制度開始自体は再来年3月、ですから来年度末に運用は開始されます。政府も、すぐにマイナンバーカードを多くの皆さんが持つとはなかなか考えにくいので、徐々に拡大して行って、3年半後の令和4年度末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを取得していただくというのを想定していると伺っております。

先ほど答弁ができませんでしたことしの8月31日締めですが、枕崎市のマイナンバーカードを現在申請している件数の割合が約16%ということで、申請してから届くまでに時間差がありますので、そこは御容赦いただきまして、申請件数で言いますと16%という状況だそうです。

○11番（永野慶一郎） やはり、お金を投入してシステム改修とかですので、まずはマイナンバーカードの普及が先決かなと。じゃないと、全く何も使い道がないのですよね、そういったところもあわせて、最後は要望をしておきます。

○12番（東君子） 市職員の方々は、このマイナンバーカードは皆さんお持ちなんですか。

○総務課長（本田親行） 市全体の申請率も今のような答弁でしたけれども、市職員がどの程度持っているのかなかなか把握できないものですから、一月、二月ぐらい前、アンケートで調査いたしました。

半強制的でもないんですけども、今後、共済保険にも使われていくということで、健康課長からもありましたように、要請もされておりますので、少しでも進める形で各課ごとに何日に申請を行ってくださいと指定して、取得を全員できるような形で進めているところです。

○12番（東君子） あと、もう一つちょっと気がかりなことがあるんですけど、今、千葉県とか台風ですごい状態になってますが、何でもかんでもシステム化、オンラインって言うのかですね、いざ災害があったときに、どういうふうになるのかなって言うのをちょっと今、ニュースを思い出したところです。

○健康課長（田中義文） このオンラインシステムも含めてですけども、データにつきましては、クラウド化されますので、各市町村にそのデータがあるということではなくて、それを中間サーバーを通してデータを別のところに管理してありますので、災害時にも、逆にクラウド化しておくほうが、さらに役立つのかなと思われまます。そこらは正式な答弁じゃないですけども。

○9番（立石幸徳） 直接的には一般会計のほうになるんですけど、関連といたしましては、保健事業と関係がありますのでね。例の血圧計、どういう形で設置をされて、もう終わったのか、それと大体の利用状況といたしましては、その辺についてはどういうふうにかんがえておられるのかね。

○健康課長（田中義文） 高血圧ゼロの街枕崎プロジェクトにおきまして、まずは今年度に多くの市民の皆さんに血圧をはかってもらうという環境を整えるために、公共施設、スーパー、コンビニ、パチンコ店に血圧計を設置するというので進めており、ホームページに記載しているところですけども、現在、55台の血圧計を設置してあります。

私としては、大石教授が記者発表で100台ぐらい設置したいと述べられておりますので、まだ途中だと考えております。

あと、公共施設はもちろんですけれども、パチンコ店、コンビニ、携帯ショップ、郵便局等に設置が進んでるんですけども、大石教授が言われる居酒屋がまだ設置されていないものですから、そこに設置していきまして、最終的には七、八十台を目標に100台と言われてますけど、市内で100台となると管理が少し難しいかなと考えておりますので、七、八十台は設置したいと考えているところです。

データの取得につきましては、当初予定していた方法ができなかったものから、今準備している段階で、しばらくしたらデータ収集に回れるのかなと考えているところです。ですから、今の段階でまだデータは収集されていないところです。

○9番（立石幸徳） そのデータは、大体いつごろ議会等にはこういう状況ですちゅうのは示すことができるですか。私、率直に言って、感覚的なんですけど、あんまり使っているような感じを受けないもんだから。

○健康課長（田中義文） 血圧計が届くのが予定より大分時間がオーバーしたり、委員がおっしゃるようなデータの取得方法というのが、当初予定していたのと若干違ったりしたものですから、それを整理するのに時間がかかったりいたしまして、あと血圧計をまずは設置して行って測定していただくような取り組みを今後していきたいと思っておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと考えているところです。

○委員長（豊留榮子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第22号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（豊留榮子） 異議もありませんので、議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第23号 令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（豊留榮子） 次に、議案第23号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文） 議案第23号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概略を申し上げます。

予算書の末尾をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ213万3,000円を追加し、予算総額を3億3,132万円にしよう

とするもので、当初予算より0.6%の伸びとなります。

補正の内容は、平成30年度精算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金157万円の増額及び一般会計への繰出金73万9,000円の増額でございます。

保健事業費につきましては、国民健康保険と同様、重複受診等訪問指導業務の委託契約締結に伴い、当初予算で報酬、共済費、需用費として計上していたものを委託料に組みかえることにより、全体としては17万6,000円の減額となったものです。

以上の財源として、繰越金230万6,000円の増額と、諸収入17万3,000円の減額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（豊留榮子） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 納付金が増になったのはどういうことが理由なんですかね。補正157万ですか。

○健康課長（田中義文） 先ほど提案理由で申し上げましたけれども、基本的には平成30年度の精算に基づくということです。

その精算という意味が、本市の後期高齢者医療保険料に係る決算は、御承知のとおり、5月末が決算時期になるんですが、広域連合では3月末が決算になるものですから、その出納整理期間であります4月分と5月分として、本市で徴収いたしました保険料については、翌年度分ということで広域連合に入っていきます。

30年度分として本市で入った分を令和元年度分として広域連合に納めるという意味で157万円、内訳としては保険料が156万3,000円、延滞金7,000円の合計157万円につきましては、今回、補正に上げて、広域連合から年度当初で示された額にプラスして納付するというものでございます。

○9番（立石幸徳） 本市と広域連合との決算期が2カ月間のずれがあると、これはそのどちらかに、本市のほうは出納閉鎖があるから5月末にならざるを得ないんですけど、その連合会のほうを5月末とか、そういう足並みをそろえるちゅうのは、それはちょっとおかしくなるんですか。

○健康課長（田中義文） 平成20年度からずっとこのような形で、広域連合は3月が決算時期になっておりまして、私も、なぜ広域連合が3月なのかというのを今この場でお答えはできないんですけども、決算時期を5月にするような、最近では市町村から広域連合のほうに要望等もございませんので、広域連合もそういうことを考えてはいないと思います。

次回、広域連合の会議で、その辺の経緯を聞いてみたいと思います。

○委員長（豊留榮子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第23号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（豊留榮子） 異議もありませんので、議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時8分 再開

△議案第24号 令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（豊留榮子） 再開いたします。

次に、議案第24号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第24号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,481万4,000円を追加し、予算総額を28億2,798万8,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.1%の伸びとなります。

補正予算の内容は、介護給付費準備基金積立金6,013万9,000円、介護給付費負担金等返納金3,965万8,000円及び一般会計繰出金3,493万円の増額などがございます。

以上の財源として、繰越金1億3,472万7,000円、繰入金4万4,000円及び国庫支出金4万3,000円の増で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（豊留榮子） 審査をお願いいたします。

○6番（城森史明） この基金積立金というのは、もう一回、ちょっと正しい理解ができないので、もう一回どういうものなのか説明を。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険会計につきましては、まず3年間を事業計画期間として計画を定めて、3年の中で必要な給付費が幾らぐらいと、それに基づいてその3年間に必要な介護保険料は幾らかと積算して、介護保険料をお願いするところでございます。

事業を運営する上で、保険料は3年間を通じて賦課徴収しますので、必然的に初年度はどちらかという給付費は少なく、2年目3年目になるにつれて給付費がふえていくことから、計画期間の初年度あたりは当然、保険料を財源とする収入のほうが余ることになります。

これを年度間の財源調整ということで、その余った部分を基金として翌年度以降の介護給付費に必要な財源として積み立てるものでございます。

○6番（城森史明） 準備っていうのが入るもんだから、ちょっと疑問を感じたんですけど、通常の一般会計でもいい聞きようがあるんですが、要は特定基金じゃないわけでしょう、これは。自由に使える基金なんですか。この介護給付費以外にも一般会計でも使える基金なんですか。

○福祉課長（山口英雄） この基金は、介護保険の給付費の支払いに必要な財源として積み立てるものですから、当然、特定目的の基金でございます。

○6番（城森史明） 要は、介護費用の中で介護給付費だけにしか使えないということですよ。そういう理解でいいんですか。ほかにもいろんな支出費用項目ありますよ。だから、これは介護給付費にしか、不足したときにしか使えないという意味でいいんですか。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険準備基金の中には、前回、条例改正をお願いした保険者機能強化分333万7,000円の交付金分も財源として積み立てて、地域支援事業の財源に使えるように改正させていただきましたので、保険給付費、それと市が行う地域支援事業に必要な財源としても使えるということでございます。

○6番（城森史明） これは、同時に一般会計の繰出金も補正予算がありますが、これは要は、昨年度決算をもとに決まったものなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今回の補正は、平成30年度の実績確定に伴います精算分でございます。当然、一般会計の繰出金につきましても、一般会計の負担割合に応じて精算した分を返納するというところでございます。

○6番（城森史明） そういう意味じゃ、その事業で黒字を出していけば、こうして準備金もできるし、一般会計にも戻せるし、財政的にもいい結果だということなんですかね。

その介護決算でプラスに持っていくっちゃうことが、利益という意味じゃなくて、何ですかね、

繰越歳入から歳出を引いた額が多ければ多いほど財政もよくなっていくってということで考えていいんですかね。

○福祉課長（山口英雄） この給付費が、減れば減るほど利益になるというのではなくて、これは冒頭説明いたしましたとおり、3年間の事業計画期間に必要なサービス見込み量を立てて、それに必要な保険料をいただくということで設定してます。

仮に、歳出に対して歳入が超過することになると、お願いする保険料がどうだったのかとなります。なので、そういった場合には、次の3年間の計画期間中にはその準備基金の取り崩しを多目にして、適正な介護保険料をお願いするといった方向で調整していくということになります。

○4番（沖園強） 今でもこの準備基金があって、保険料を低く抑えてきたという理由を説明していただきたい。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険につきましては、第7期が平成30年度から始まったわけですが、平成30年度からの3カ年計画を立てるときに、介護給付費準備基金を1億円取り崩して第7期の保険料の軽減に充てておりますので、今後とも基金は適正に財源に充当して、被保険者の皆さんの負担が過剰にならないように、適正な負担になっていくように調整したいと考えております。

○4番（沖園強） そうすと今で、積立額は幾らなの。

○福祉課長（山口英雄） 平成30年度末での積立額が2億4,445万6,746円でございます。

○9番（立石幸徳） これも来月10月からですね、消費税引き上げに伴い、これさきの6月議会で、いわゆる本市の所得段階別の負担割合ちゅうことで、第1段階、第2段階、第3段階の負担割合を10月から変更して、これは条例も通ったんですね。とりあえずといいましょうか、10月から来年3月までの令和元年度分の負担割合と2年度からのずっと1年間分の負担割合ちゅうのも国のほうで示しているんですよね。

私は、この6月議会が済んで南さつま市の広報南さつま7月号、ここに65歳以上の介護保険料ちゅうことで、南さつま市の10月からの消費税引き上げに対する低所得者、1・2・3段階の負担割合が広報誌に出てたんですね。

そうしますと、南さつまのほうは、もう枕崎市が条例制定をした今度10月から来年3月までの6カ月間分の負担割合は、中間的になっていいまいしょうか、そういうのは採用せずに、もう令和2年度からの負担割合を今度、来月10月から1・2・3段階にもう決定して広報誌にもきちんと載せてるんですよね。

つまり、枕崎市は一応、令和元年度分は、例えば第1段階では0.375ですよ。しかし、令和2年度からは0.3になるんですけれどね、南さつま市は10月から、来月から0.3にしてるんですよ。そして当然、第2段階も0.5、要するに10月から向こう1カ年半の負担割合は、ずっと同じ割合がいくわけですよ。

この南さつま市の対応を見とると、何か6月議会で我々が福祉課のほうから説明を聞いた分と若干異なる感じを持ってくるんですけど、つまり本市の令和元年度分の負担割合、それから南さつま市の負担割合、これは向こうがやってることだからちゅうことになるんですけども、最終的には、ただそういうものを採用できるちゅうことになると政令との関係で、これは我々はどういうふうに理解すればいいのかなと思ってお尋ねをするんですよ。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険料につきましては、介護保険法、それから介護保険法施行令の中に、政令で定める基準に従い各自治体の条例で定めるとなってます。

6月議会で介護保険料、介護保険条例の改正をお願いしたときにも説明いたしましたけれども、その提案時点で政令は改正されておりましたけれども、あくまでも令和元年度の軽減は半年分、消費税増税分を考慮した内容にしかありませんでしたので、本市は、政令で定める基準に従って市町村の条例で定めるという原則に従って、当初想定0.3ではなくて政令どおりの

0.375を第1段階の軽減率ということで設定して、条例改正をお願いいたしました。

6月議会のときにもいろいろ御質問があって、答弁いたしましたけれども、国の考え方といたしましては、令和2年度以降はさらに軽減を拡充するという報道等でも言われてますけど、ただ政令の条文上は令和2年度もその半分の軽減額でしか設定されておりませんでしたので、本市の条例は、令和2年度以降のさらに軽減された介護保険料については、特に規定はしていなかったということを説明したかと思えます。

南さつま市の状況について、詳しく見てないんですけども、あくまでも介護保険法及び介護保険法施行令で規定された政令の定める基準に従い、各自治体の条例で定めるということからすると、本市のやり方が妥当だと思っております。

今、9番委員がおっしゃるように、南さつま市が独自の定めをされているとすれば、そこはもう南さつま市の考え方ですので、こちらがどうこう言うものではないと思えます。

○9番（立石幸徳） いや、私はどちらが正しいとか何とか言うんじゃないですね、今、課長が最後に言われたように、南さつまがやっていることに我々がとやかく言うこともできないし、ただ、そういう基準額に対する負担割合ちゅうのが政令ということで定められているにもかかわらずですよ、そういう基準額そのものが当然、南さつま市とはまた違いますからね、実際の保険料そのものの実額はまた違って来るわけですけども、いずれにしてもこういう南さつま市みたいな対応ができるんだと、実際、もう広報誌に載ってることですからね、そうなりますと私も政令とか、そういうものがどこまでそれを遵守っていうのかな、せんといかんのかなと言わざるを得ないというふうになってくるんですよ。

そういう中で、例えば県内の福祉課長の連絡会とか、そういう面では何かこの辺の情報というのは入ってないんですか。

○福祉課長（山口英雄） 県内で福祉事務所を設置している自治体の福祉事務所長会議というのがございますけれども、うちは福祉事務所長が福祉課長も兼務しておりますして、介護保険のほうもかかわっておりますけれども、ほかの自治体ではかかわっている組織が別というのが結構多いかと思えますので、その会議でそういった話題が出たっていうのはないですね、最近は。

○9番（立石幸徳） 本市の場合は、いずれにしても10月からの半年分は、この例えばさっき言った第1段階では基準額掛ける0.375とか、そういう形でもう条例も決まっていますからね。令和2年度については、当然、その2年度の前、次の12月議会か遅くとも3月議会までに、この負担割合の条例、改定の改正をする議案が出ますよね。

その議案が云々ちゅうことじゃなくて、南さつま市はもう2年度分までの負担割合を既に決めてやってる。ただ、この令和元年度分を当然、南さつまの財政がそれだけ負担をするちゅうことになるんでしょうけれども、その辺はどう考えればいいんですかね。

要は、その負担割合とその自治体が、その財源の財政負担を持つということについては、何も制約というか、そういうものは出てこないんですか。

○福祉課長（山口英雄） 南さつま市の保険料の設定について確認しておりませんので、確実なことを申し上げることができませんけれども、もし今質問者が言われたようなことをされているとすれば、保険料の独自軽減になるのかなと思えます。

それは、政策判断ということになるかとは思いますが、ただ介護保険特別会計、のあり方の原則からすると、特別会計に必要な経費は、その特別会計独自の収入で賄うというのが特別会計の運営の原則だろうと思っておりますので、その観点からはどうなのかなと正直なところ感じます。

○9番（立石幸徳） 最後にしますけど、もしって言うより向こうの広報誌で65歳の介護保険料は10月からはこうなりますと、1ページ使ってですね、広報誌でも向こうの市民に出しているわけですからね、これはもう向こうの市が決定したことですよ、そういうのを受けてですね、

何度も最初から私が言ったように、どっちが正しい云々じゃないけれども、やはり負担割合についても、その辺の融通がきくのかなということでお尋ねしたわけですよ。

○福祉課長（山口英雄） その部分については、私のほうからはコメントを差し控えさせていただきます。

○5番（禰占通男） 基金についてだけど、この基金ちゅうのは一応、これだけ毎年度積み増しするとか、そういうのは決まってるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険準備基金につきましては、先ほども申しましたとおり、介護給付費等の財源確保という観点から積むわけで、どれだけ確保するというわけではなくて、例えば前年度決算で余剰が出た部分は全部基金に積んで、翌年度以降の介護給付費の財源として使わせていただくという考えでございます。

○委員長（豊留榮子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第24号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（豊留榮子） 異議もありませんので、議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本日の審査の結果については、9月27日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（豊留榮子） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申し合わせのとおり簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時34分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長